

令和5年稲沢市教育委員会 第2回定例会会議録

1 日 時 令和5年2月7日(火) 午後1時30分～3時05分

2 場 所 稲沢市役所 議員総会室

3 出席委員 教育長 広沢 憲治
教育長職務代理者 江本 弘子
委員 伊藤 浩樹
委員 吉川 繁樹
委員 澤田 可奈子
欠席委員 委員 城 義政

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉		
教育部次長兼庶務課長	大口 伸	庶務課統括主幹	森 義孝
庶務課主幹	大崎 敬介	庶務課主幹	犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事	近藤 慎二	学校教育課統括主幹兼指導主事	松村 覚司
学校教育主幹兼指導主事	伊藤 実	学校教育課主幹	野村 征典
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	江頭 弘幸	スポーツ課主幹	加納 和佳
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	榎本 賢二
図書館主幹	水野 正己		
美術館長	尾崎 登紀子		
書記 庶務課	稲山 美佳		

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和5年第1回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- ・ 稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 稲沢市祖父江生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 稲沢市美術館管理規則の一部を改正する規則について
- ・ 令和5年度学校教育目標について
- ・ 令和5年度教職員研修計画について
- ・ 令和5年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について
- ・ 令和4年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について

9 報告

- ・ 稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・ 専決処分の報告について

10 その他

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和5年第2回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

初めに、教育長報告ということで少し時間をいただきます。

今日は、先日はだか祭りにおいて、稲沢市と姉妹都市としてつながりを持っていますオリンピア市から市長、議長、前市長の3人がおみえになりました。その時のことで少し印象に残っていることがありますので、紹介させていただきます。

きます。

3人の方がおみえになって、大鏡餅の奉納などをご覧になったわけですが、私の印象に残っていますのは、その後で稲沢市の子供たちと交流がしたいという希望がありまして、祖父江中学校の2年生の子供たちと交流会を持ちました。その場でのことをお話させていただきます。交流会ということで、最初にオリンピアの市長がオリンピア市について通訳を交えて説明されました。その後、祖父江中学校の2年生の子どもたちが、稲沢市について、また祖父江町の特徴や翌日はだか祭りについて、パワーポイントを使いながら上手に説明をしてくれました。本当に感心したのは、この後のことです。日本の昔からの遊びを紹介したいということで、コマ廻しやだるま落としなど、いくつかの遊びを子どもたちがステージの上で実際にやって、私は交代で子どもたちがやってみせるのだなと思っていましたら、最初はけん玉だったのですが、けん玉を上手にやった後、ステージから降りてオリンピア市長の前に来て、ギリシャ語が分からないので、身振り手振りで市長をステージの上に連れて行って、市長にやってみてくださいという感じでけん玉を渡したのです。市長も急に振られてびっくりされて、やろうとするんですが上手くいかないですね。子供たちも笑いながらも拍手をする。そのことも感心したのですが、市長が元の場所に戻ってまたやろうとしたら、そのけん玉を市長へのプレゼントですと言って、渡したのです。なるほど大変感心しました。その後も、他の2人にも同じように、議長はだるま落としをステージ上でやってもらって、それをプレゼントする。このやり方に大変感心しながら見ていたのですが、さらにもう一つ感心した部分があります。実は通訳が2人来てみえて、この通訳にも全く同じようなやり方でプレゼントを渡していました。とてもうれしかったですし、感心しました。もちろん、祖父江中学校の先生が指導していただいていると思うのですが、それにしても子どもたちがごく自然にこういうことができるというのは、いいところを見せてもらえたなあと感じて戻ってきました。さらに言えば、そういうことができるようになるには、子どもたちにいろいろな体験をさせていくということが重要だろうと思います。いろいろな場面、様子を見たり、実際に自分でやってみたりして、いろいろなものがわかってくる、そんなことがあるだろうと思います。よく体験的な学習を重視してという表現がありますが、やはり大事なことのただなと、単に学業がどうだということ以上に、以上にというより同等と言いますか、両方大事ということを思いながら帰ってきました。そういったうれしいことがありましたので、紹介させていただきました。

本日の私からの報告は以上とさせていただきます。

◎教育長

続きまして、3. 前回会議録の承認について、前回の会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長からお願いします。

(定例会事項1ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、5. 議事に入ります。お手元の議案書をお願いします。

本日の議案第4号、第6号、第7号、第10号、第11号及び専決処分の報告については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。今申し上げました6件は、議会の議決案件に関する議案又は報告事項であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきたいと思えます。賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

(委員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、議案第4号、第6号、第7号、第10号、第11号及び専決処分の報告については後ほど非公開で審議することとします。

◎ 教育長

次に移ります。議案第2号「稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

議案書2ページをお願いします。(議案第2号 朗読)

この度の規則改正につきましては、令和5年4月1日からの組織・機構の見直しにより「市長公室」の名称が「総合政策部」に変更となること及び学校事務の効率化と合理化を図るため、庶務課と学校教育課における事務の見直しを行うことに伴い改正するものです。

改正内容といたしましては、4ページの新旧対照表をお願いします。一つ目

の改正理由といたしまして、「市長公室」の名称が「総合政策部」に変更となることに伴い、第10条第1項及び第2項中の「市長公室長」を削除するものです。二つ目の改正理由といたしまして、学校事務の効率化と合理化を図るため、ICT関連業務を学校教育課に、学校担当業務を庶務課に一元化するとともに、現在庶務課において所管しています「叙位叙勲」等の教育表彰及び「久納奨学基金」に関する業務を学校教育課に移管するものです。このことによる改正といたしまして、別表第1庶務課の項中第7号にある「教育表彰」を削除し、5ページの学校教育課の項中の第16号に規定するとともに、併せて、これまで規定されていませんでしたが、事務内容をわかりやすく規定するため、第14号として「久納奨学基金奨学金に関すること」、第15号として「学校情報システムに関すること」の2号を加えるものです。

付則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま、事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第2号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第2号は承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

次に移ります。議案第3号「稲沢市教育委員会個人情報保護規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

議案書6ページをお願いします。(議案第3号 朗読)

この度の規則改正につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の改正により、現在、国や地方公共団体、民間事業者ごとに規定している規律が、令和5年4月1日から改正後の「個人情報の保護に関する法律」に一元化されることに伴い、先の12月議会において現行の稲沢市個人情報保護条例が廃止され、新たに「稲沢市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「稲沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則」が制定されたため、本教育委員会規則に規定する引用元を改正するものです。

改正内容といたしましては、8ページの新旧対照表をお願いします。

本則中「稲沢市個人情報保護条例(平成15年稲沢市条例第31号)」を「個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び稲沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年稲沢市条例第31号）」に、「稲沢市個人情報保護規則（平成15年稲沢市規則第34号）」を「稲沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年稲沢市規則第35号）」に改めるものです。

付則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

今の説明で、一元化されたということで、一元化されるようになった経緯をもう少し説明をお願いします。

○庶務課長

国では、デジタル庁を2021年9月1日に立ち上げ、ICT関連のいろいろな情報を活用しようという流れがある中で、これまでそのデータを利活用しようということがあっても、民間事業者、地方公共団体、国がそれぞれ個人情報に関する決まりを作っていたため、なかなか利活用が進まないという状況がありました。それらを一括で一元管理する体制が必要だということで、このたび一元化して令和5年4月1日から利活用をスムーズにできるよう進めてきたものです。

○吉川委員

一元化という方向がデジタル庁を立ち上げることによってということですが、少し疑問に思ったことは、それぞれの個人情報が一元化というのは共有化されるということなのではないでしょうか。稲沢市の個人情報がほかのところで利活用される、そんな感じに聞こえたのですが。その辺りはどうなのでしょう。

○庶務課長

積極的に稲沢市の情報を国に提供するというのではなく、個人情報の取り扱いがばらばらになっている状況、この市は提供できるが、ほかの市は提供できないとか、そういうことがあります。その点について国が一括して、一元化を図ることで、民間や地方公共団体に関係なく、統一的に個人情報を保護するということです。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第3号を承認としてよろしいでしょうか。

（委員さんから異議なしの声あり）

◎教育長

異議なしと認め、議案第3号は承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

次に移ります。議案第5号「稲沢市祖父江生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案書12ページをお願いします。 (議案第5号 朗読)

この度の規則改正につきましては、議案第2号の規則改正同様、令和5年4月1日からの稲沢市組織機構改革に伴い、市長公室が総合政策部になることにより改正をするものです。

議案書13ページの改正文及び14ページの新旧対照表のとおり、第6条第2項中「市長公室人事課長」の文言を「総合政策部人事課長」に改正するものです。

付則といたしまして、改正後の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

先ほどからの説明で、市長公室が総合政策部に変わるということですが、名称が変わることで、業務が大きく変わることがあるのでしょうか。

○生涯学習課長

大まかに言いますと、ある課がほかの部に回るということもあります。基本的には市長公室という名称を使っていた課が統合されたりして変わっていくのですが、こちらにつきましてはデジタル庁にしてもそうなのですが、それに見合った仕事を行っていくというのが一番の目的です。教育委員会ではありませんが、来年度につきましては市でこうした機構改革が多くありまして、市民のかたにもできるだけ便利になるような一括化を目指して行うものです。

○吉川委員

名称そのものをお聞きして総合政策部ということは、横断的に部をまたいで大きなプロジェクトなどをするところかなと勝手に解釈しているのですが、そういうことではないですか。前回も言いましたように、一宮市ではまちづくり部を立ち上げて、部をまたいで横断的にプロジェクトを実践するという活動をされたのですが、稲沢市としてもそういう取り組みがあるのかどうかというこ

とをお聞きしたい。

○庶務課長

横断的な取り組みをする、そこまでは分かりませんが、具体的に所掌事務の見直しということで、市長公室の名称を総合政策部に変更して、その中に今までにない、本市のPRの推進を図るためシティプロモーション課を所管するという、また現在あります秘書広報課と企画政策課を統合して秘書政策課とシティプロモーション課に再編するということがあります。そうした組織機構の見直しの中で、名称を総合政策部に替えるということです。

◎教育等

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第5号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第5号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第8号「令和5年度学校教育目標について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長

議案書22ページをお願いします。(議案第8号 朗読)

23ページをご覧ください。初めに、「学校教育の理念」でございしますが、愛知県・愛知県教育委員会が作成いたしました「あいちの教育ビジョン2025」を受けて、令和5年度稲沢市の「学校教育の理念」を作成しました。学校教育の目的、続いて各学校における留意点、最後に教職員に求められる資質等について標記しております。また、「基本方針」として5つの柱を設定しています。

次に、24ページをご覧ください。指導の重点です。「あいちの教育ビジョン2025」を受けて作成しました、先程の基本方針の1から5について、「生きる力」を育む学校教育が推進されるように指導の重点を作成しました。昨年度までは、「指導の重点」と「創意工夫に富んだ魅力ある教育の充実に努める」の2つに分けて記述しておりましたが、その内容を1から5の柱に整理し直しました。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第8号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第8号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第9号「令和5年度教職員研修計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長

25ページをお願いします。(議案第9号 朗読)

26ページをご覧ください。教職員に対する研修については、各市教育委員会に委ねられており、お示ししましたように28項目の研修を計画しております。稲沢市の現職教育や研究指定校の研究内容と連動させることにより、教職員全体の力量向上を目指した研修・研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○江本委員

今説明がありましたように、28の研修が計画されていますが、これは昨年度の実績あるいは成果を踏まえて計画されていると思いますが、内容として何か大きな変化があるのか、あるいは研修の回数等変化があるのか、教えてください。

○学校教育主幹兼指導主事

内容としては大きな変更はございません。生徒指導連絡会、事務職員研修会、養護教諭会議など今年度の回数を参考に変更したところがありますが、基本的には変更していません。内容とは別の話になりますが、稲沢市教育研究会等の研究推進委員会は、以前はある学校に集まって話し合いをしていましたが、今稲沢市でICTを揃えていただいていますので、できるだけ学校を離れずにICTを使って会を進めて行くように、はたらきかけているところです。

○吉川委員

今言われたのは、ICTを活用したオンライン会議のようなことを考えてみえるのでしょうか。

○学校教育主幹兼指導主事

オンライン会議というか教育研究推進委員会は、ある学校に集まって行っていました。今の環境の下では、学校を離れずにそれぞれの教室からタブレットを使って話し合いができますし、タブレットに自分の資料を映しながら話し合いができますので、学校間を移動することなく会議を行うということを今年度も進めてきました。来年度はより一層推進していくということを依頼しています。

○吉川委員

そういう会議のあり方もあって、移動に時間が掛かったりしていわゆる働き方改革という話が出ている中で、場所を移動せずに会議が持てるようなことがあれば、いろいろ研究していただいて、その方向でできるならそれも一つの方法かなと思います。良いことだと思いますので、進めて行ってください。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第9号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第9号は承認されました。

◎教育長

次に、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

定例会事項の2ページをお願いします。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を4ページに掲載しております。ここに掲載のとおり、12件の後援名義使用承認申請につきまして、稲沢市教育委員会後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞の交付に関する事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたので、ご報告いたします。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。7. その他、何かありますか。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。続きまして次回開催予定日時について、

教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。会場は勤労福祉会館ということですので、よろしくをお願いします。

これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

【秘密会】

◎教育長

それでは、改めて議事に入ります。議案第4号「稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案書の9ページをお願いします。(議案第4号 朗読)

このたびの条例改正につきましては、付則にあります、会館の愛称を付与する権利について、改めてネーミングライツを継続することとなりましたので、期間の改正をするものです。

議案書10ページの改正文及び11ページの新旧対照表のとおり、付則の2中「平成30年度から平成34年度まで」の文言を「令和5年度から令和9年度まで」に改正するものです。

付則といたしまして、改正後の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

(各委員から意見を聞く)

◎教育長

それではお諮りします。議案第4号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第4号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第6号「稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。美術館から説明をお願いします。

○美術館長

議案書15ページをお願いします。(議案第6号 朗読)

16ページに改正条例文がございます。今回の改正は、博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、改正内容は3点ございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、17ページをお願いいたします。第1条につきましては、現行、条例制定の根拠として、博物館法第18条を引用しておりましたが、このたびの法改正により、法第18条が削られましたので、右側の改正後にありますように、「公の施設の設置、管理及び廃止」を定めた地方自治法第244条の2第1項を根拠規定とするよう、改めるものでございます。

2点目といたしまして、美術館が行う事業を定めた第3条において、法改正により「美術館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」及び「学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと」が追加されましたので、右側の改正後にありますように、これら項目を加えるものでございます。

3点目は、今回の改正により博物館法に条項ずれが生じ、条例第14条に規定する美術館協議会の制定根拠として引用しておりました法第20条が法第23条になりましたので、字句を改めるものでございます。

はねていただきまして18ページにありますように、付則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

1点お願いします。新しく追加された美術館資料に関する電磁的記録とは、具体的にどういうものか教えてください。

○美術館長

当館で言いますと、所蔵する荻須作品のほか他館等の所蔵する荻須の作品について、年代、素材や出展記録などをデータベース化して持ち、他館等の所在で公開の了承が得られた場合は公開する、了承が得られなくても情報として整理することで今後の展覧会につなげていきたいと考えています。

◎教育長

ほかにございますか。

○江本委員

現状、整理は進んでいますか。どのような状況でしょうか。

○美術館長

現状は、まず紙台帳でこの絵はどこ美術館が所蔵していて、何年制作で、どういう素材でのほか、制作背景などの情報を持っています。それが結構大量になっていますので、それを電子化してデータベース化しなければいけないという状況です。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第6号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第6号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第7号「稲沢市美術館管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。美術館から説明をお願いします。

○美術館長

議案書19ページをお願いします。(議案第7号 朗読)

はねていただきまして、20ページに改正規則文がございます。今回の改正は、条例と同様、博物館法の一部改正に伴うもので、美術館資料の貸出しにかかる規定について、改めるものでございます。

内容につきましては、次の21ページの新旧対照表でご説明いたします。規則第13条第2項には、美術品等、美術館資料の貸出し先についての定めがあり、現行では、第1号の国や地方公共団体が設置する美術館、博物館、展示館と、それ以外の財団法人設置の美術館博物館などは、第2号の旧法による登録博物館や旧法第29条の博物館相当施設に限ると定めておりましたが、今回の法改正により博物館登録制度の見直しがされ、博物館相当施設に代わるものとして新法第31条に指定施設という制度が設けられましたので、これを機に右側の改正後のように、旧規則の第1号及び第2号の規定をまとめて規定し直すものです。

付則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第7号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第7号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第10号「令和5年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

議案書27ページをお願いします。(議案第10号 朗読)

令和5年度、教育委員会所管、一般会計当初予算案の主な内容を課ごとに説明させていただきます。

最初に、庶務課からお願いします。28ページをお願いします。

歳入の1行目、諸収入の5億8,507万9千円につきましては、保護者にご負担いただく小中学校の給食費です。充当する歳出の賄材料費につきましては、6億3,569万8千円です。歳入と歳出の差額の主な理由といたしましては、物価高騰が続く中で、1食当たり一人50円の支援を行うことによる4,716万3千円の歳入減です。

歳入の2行目、市債5,400万円につきましては、市内9中学校の屋内運動場に新たに空調を整備するための設計業務2,400万円と小学校3校、坂田小、大塚小、丸甲小で実施する屋内運動場におけるスロープ設置及びトイレ洋式化工事3,000万円に充当する緊急防災・減災事業債です。

次に、歳出の2つ目の項目、庶務課運営経費における新規事業「学校施設整備基本計画策定業務」49万9千円につきましては、児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化を受け、子どもたちの教育環境を整備し、さらなる教育の充実を図るという視点に立ち、学校再編の具体的な構想を加えた学校施設整備に係る基本計画を策定するもので、内容を検討するための学識経験者や保護者代表等で構成する委員会の謝礼等です。

7つ目の項目、小学校整備費と下から5つ目の項目、中学校整備費における新規事業の一つ目、給食室改修工事の設計業務につきましては、令和7年度の2学期からの稼働を目指して整備を行います(仮称)井之口調理場に集約する千代田小学校ほか7校と稲沢中学校ほか5校、計14校の単独調理場の給食室を、

現在の調理室から調理後の給食物資を受け入れる配膳室にするための設計を行うものです。小中学校それぞれ3,280万円と2,460万円を計上しています。

その下、新規事業の二つ目、配膳室改修工事につきましては、学校給食の安全な提供を目的として、3年間の計画で小中学校の配膳室に空調を設置するものです。来年度は祖父江小学校ほか8校と稲沢中学校ほか3校に設置する計画です。

次に、9つ目の項目、中段あたりに記載しています小学校校舎整備費における大里東小学校改築工事設計業務につきましては、建築後60年以上が経過し、老朽化が著しい大里東小学校の校舎棟を改築するための設計を来年度と令和6年度の2か年で実施するため、継続費として1億6,670万円を計上するものです。来年度は年割額として4,410万円を計上しています。

庶務課からは以上です。

○学校教育課長

29ページをお願いいたします。

学校教育課所管分の主な内容について説明させていただきます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金482万6千円、県支出金1,876万6千円となっております。

次に歳出についてご説明申し上げます。学校教育課運営経費につきましては、4億3,095万9千円を計上しております。その中で、学校現場で様々な教育補助員として働く会計年度任用職員について、今回見直したものを中心に説明させていただきます。

初めに、小学校の外国語の教科化を契機に配置を始めました小学校外国語教育のための非常勤講師につきましては、教科化され3年が経過し一定の役目を終えたため、今後は同規模で小学校における教科担任制を維持する際の補完的役割として専科指導のための非常勤講師を配置することとし、20名分1,613万円の積算をしております。

続きまして、医療的ケアが必要な児童生徒が他の児童生徒と一緒に学校生活を送れるようにするため、看護師資格をもつ人的な支援体制を新たに整備することとし、医療的ケア児等対応特別支援教育支援員2名分160万9千円の積算をしております。

次に、中学校の生徒のあらゆる不安や悩みをやわらげ、楽しく学校生活を送ることができるようにするための支援を行う心の教室相談員を2名から3名へ拡充し108万4千円の積算をしております。

次に、不登校児童生徒等のなかでも複雑な家庭環境を抱える事案に対応する

ためのスクールソーシャルワーカーを2名から3名へ拡充し、343万円の積算をしております。

次に、教員の多忙化解消に向け、中学校における部活動指導体制を充実し、部活動を担当する教員の支援を行う部活動指導員を15名から16名へ拡充し、561万円の積算をしております。

次に、同じく教員の多忙化解消のため、学校における様々な業務支援を行うスクール・サポート・スタッフにつきまして、今年度は16名を16校に配置しておりましたが、未配置の小規模校にも早く配置するため、8名増員し時間を区切り、すべての小中学校に訪問する計画とし、2,111万1千円の積算をしております。

次に、中学校の部活動の地域移行を検討するための委員会を実施するにあたり、委員に対し謝礼を支払うための報償費として、18万9千円の予算を計上しております。

次に、近年学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、深刻なトラブルも増加している中、弁護士と契約し法的な根拠に基づいた助言を迅速にいただき、適切な対応につなげるためのスクールロイヤー委託事業として、66万円の予算を計上しております。

次に、稲沢市の中学校の制服につきまして、令和6年度の新入生から新しいものに切り替わるよう現在見直しを進めております。該当学年の生徒については、従来の制服をリサイクルして使用することができない状況となるため、経済的な支援を必要とする就学援助世帯に対して新制服購入費用の一部を上乗せして援助することとし、就学援助費に8,770万円の予算を計上しております。

次に、小学校教育振興対策事業費と中学校教育振興対策事業費を併せて説明させていただきます。小学校教育振興対策事業費につきましては、4億6,607万円を、中学校教育振興対策事業費につきましては、1億4,077万8千円を計上しております。

小中学校の教科書は4年ごとに改訂されておりますが、小学校の教科書改訂が令和6年度に控えております。教科書改訂に伴い教師用教科書等も買い替える必要があるため、前年度にあたる5年度予算において1億35万9千円の消耗品費の積算をしております。

学校教育課からは以上です。

○生涯学習課長

30ページをお願いします。

生涯学習課所管分の主な内容について説明させていただきます。

初めに、生涯学習課では、今年度から始まっております、市民会館の吊り天井工事につきまして継続費として、令和6年度まで行うこととしております。

歳入からご説明いたします。1行目の使用料及び手数料4,148万7千円につきましては、祖父江生涯学習センター、勤労福祉会館、市民会館、公民館の施設使用料収入が主なものです。

2行目の県支出金46万円につきましては、新規として2事業ございます。地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う地域学校協働活動推進事業費補助金として13万8千円、また、地域文化部活動推進校として、県内8校の推進校の一つに選ばれました市内の中学校吹奏楽部に、実情に応じた課題を解決するため地域の方を派遣し、32万2千円を受けるものです。

その2行下の繰入金912万7千円につきましては、文化振興基金繰入金として、文化振興奨励補助金に200万円、市指定文化財の保存修理費補助金に712万7千円を充当するものです。

歳入の最下段の市債3億1,300万円は、市民会館大ホール及び中ホールの吊り天井落下防止工事、特定天井耐震化事業に財源として充当するものです。

次に、歳出について説明します。

歳出の3行目、生涯学習課運営経費につきましては、歳入で説明いたしました新規事業として、地域学校協働本部事業を116万8千円、地域部活動推進事業を48万4千円で、それぞれ実施するための費用です。

次に、8行目の成人式事業につきましては、来年度は市民会館に戻しまして実施いたします。

9行目の公民館整備費120万円は、老朽化のため改築予定であります、明治公民館の土地評価業務委託料として70万円、大里東公民館の外壁工事アスベスト分析調査手数料50万円を計画しています。

その2行下の文化振興事業であります文化グループ発表会運營業務委託料130万円は、これまで生涯学習課で実施してまいりました文化グループ発表会を稲沢市文化振興財団に事業委託をいたすものです。

その下2行目の※の付いています「稲沢の文化財展」展示物運搬料につきましては、5年に一度荻須記念美術館で開催いたします特別展の県指定文化財などの会場への運搬料123万4千円、文化財保存修理事業として国府宮神社にあります半床庵保存修理として684万7千円を計上しております。

その3行下の市民会館整備費3億1,300万円は、大ホール・中ホールの特定天井耐震化のための耐震化工事費です。

生涯学習課からは以上です。

○スポーツ課長

31ページをお願いします。

スポーツ課所管分の主な内容について説明させていただきます。

歳入の1行目、「使用料及び手数料」2,333万4千円の主な内容は、学校施設開放と総合体育館に係る使用料です。

歳入の最下段、「市債」1,370万円は、祖父江町体育館及び平和町体育館の照明設備改修工事に係る市債です。

続きまして、歳出です。1行目、「スポーツ課運営経費」7,519万円の主な内容は、スポーツ推進委員の報酬、市民体育大会等委託料、スポーツ協会、スポーツレクリエーション協会、地区体育振興会、スポーツ少年団への補助金です。

3行目、「体育施設維持管理費」7,537万4千円の主な内容は、市営プール3か所、学校開放プール3か所、運動広場3か所の保守・施設管理委託料と、市民球場等の指定管理委託料です。

4行目、「体育施設整備費」470万円は、新規事業で陸上競技場整備事業として植栽帯を改修し雨天時等の待機場所を整備する工事です。

8行目、「体育館整備費」1,530万円は、祖父江町体育館及び平和町体育館に係る照明設備改修工事でLED照明器具を導入するものです。

下から3行目、「体育館運営経費」1億1,407万円の主な内容は、総合体育館、祖父江町体育館、平和町体育館に係る指定管理委託料です。

下から2行目、祖父江の森体育施設運営費1億110万円は、祖父江の森温水プール、テニスコート、多目的運動場に係る指定管理委託料です。

スポーツ課からは以上です。

○図書館長

32ページをお願いします。

図書館所管分の主な内容について説明させていただきます。

歳入の行政財産貸付収入143万円につきましては、図書館に設置する自動販売機にかかるもので、中央図書館の3台と祖父江の森図書館の1台分です。

次に、歳出の「図書館運営経費」は、3億1,661万4千円を計上しており、主なものとしたしまして、図書館資料の購入事業として3,200万円、ここには、現物資料である図書資料、視聴覚資料のほか、電子図書館資料である電子図書分300万円を含んでおります。

その下、図書館管理委託料として、中央図書館窓口業務等の委託に9,332万4千円、図書館システム借上料として、4,037万4千円、電子図書館システム使用料として、66万円を計上しております。

次に、「図書館維持管理費」は8,390万3千円を計上しており、主なものとしたしまして、中央図書館の防災受信盤の更新修繕500万5千円、中央図書館の空調設備修繕330万円を計上しております。

次に、「図書館整備費」は、中央図書館の中央監視盤更新工事として、2,700万円を計上しております。

図書館からは以上です。

○美術館長

33ページをお願いします。

美術館所管分の主な内容について説明させていただきます。

初めに、歳入です。※印の美術品等購入基金繰入金4,200万円につきましては、歳出でご説明いたします荻須作品の購入に充てるため、基金から繰り入れるものです。

次に、歳出です。美術館運営経費の※印の荻須作品収集事業4,200万円につきましては、所蔵作品の充実を図るため、荻須の画業を語るうえで欠かせない代表的な油彩画2点を購入するものです。

また、その下の作品データベース等導入事業70万円につきましては、先ほど条例改正の説明の際「電磁的記録」とありましたことに関連し、荻須作品のデータベースを構築するためのクラウド型システムの借上料、及びデータベースシステムに付随する音声ガイドシステムを活用した、スマホで聞ける荻須作品の音声ガイド導入にかかるナレーション及びキャプション作成などがございます。

また、その2つ下の美術館整備費の※印、受変電設備高圧機器取替事業680万円につきましては、本館受変電設備の変圧器等を取り替えるものでございます。

また、特別展・企画展運営事業の2,015万9千円につきましては、令和5年度は、2つの展覧会を開催いたします。例年秋に開催しております特別展といたしまして、荻須と同時期にパリで活躍した版画家・長谷川潔について、京都国立近代美術館コレクションにより紹介いたします。また、夏には企画展として、稲沢市出身の画家、磯野宏夫の展覧会を開催するものです。

美術館からは以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○江本委員

32ページの図書館のところですが、新規事業が一つも載っていませんが、来

年度はないということでしょうか。

○図書館長

令和5年度の事業といたしましては、一番大きな事業といたしまして改修工事がありますが、これ自体は新規に当たらないということで、事業といたしましては特に新規事業は予定していません。

○吉川委員

初めに庶務課の説明の中で、学校施設整備基本計画策定業務について説明がありました。有識者、保護者等の代表を集めて会議を行う、その謝礼ということでした。この会議のメンバーはどのように選考されるのか、そしてどのような形で進められるのか教えてください。

2つ目は、学校教育課です。専科指導等非常勤講師20人を今までは英語であったのが、他の教科にということではどのような教科を考えてみえるのかということと、それから部活動地域移行検討委員会9人はどのようなメンバーでどんな会議を考えてみえるのかということ。続いてスポーツ課ですが、陸上競技場整備事業で、待機場所を作られるということですが、どこにどのようなものを作られるのか分ければ教えてください。最後に、図書館ですが、中央監視盤の更新工事について、中央監視盤とはどのようなものか、また更新はどのように行われるのか教えてください。

○庶務課長

学校施設整備基本計画策定の委員会のメンバーにつきましては、地元の大学2校から2名、そして保護者代表として小中学校とできれば保育園も入れたいと考えています。あと校長会から小中学校代表1名ずつを入れて構成していきたいと考えています。まちづくりや市民公募なども検討していますが、あまり多くなり過ぎてもいけないと思いますので、12名程度で今後調整していきたいと考えています。また進め方につきましては、今のところ6回程度の会議で進めて行ければと考えています。そのほか、保護者へのアンケートやパブリックコメントも行いながら、年6回、できれば1年間で策定していきたいと考えています。

○学校教育課主幹

部活動の地域移行検討委員会のメンバーですが、稲沢市スポーツ協会やスポーツ少年団などのスポーツ関係団体の代表者、文化団体連合会や吹奏楽関係団体などの文化関係団体の代表者、その他コーディネーターとして有識者、保護者代表を2名、今のところこのように考えています。

○学校教育課統括主幹兼指導主事

専科指導の教科につきましては、国は英語、理科、体育、算数としておりますが、稲沢市としてはその4つの教科を中心に柔軟に対応していきたいと考えています。

○スポーツ課主幹

陸上競技場改修工事の雨天時の待機場所につきましては、管理棟の東西にあります植樹帯、いわゆる花壇ですが、この花壇を取り壊してコンクリートを打ち、そこに仮設テントを設置して待機場所を確保する計画です。

○図書館主幹

中央図書館の中央監視盤更新工事につきましては、中央図書館の空調は、冷温水発生器による全館空調とパッケージエアコンによる空調を行っております。それを一元的にスケジューリング管理しているのが中央監視盤となります。中央図書館が開館してから15年以上経ちますが、基盤については一度も更新していませんので、初めて更新することになるわけですが、空調が壊れた時に、ここが壊れているということを示す機能も有していますので、そういった部分も更新するものです。また、こちらの執行につきましては建築課に依頼をし、実施するものです。

○吉川委員

学校教育課の部活動の検討委員は、学校関係者は入っていますか。

○学校教育課長

学校からも校長の代表2名と教諭の代表2名を考えています。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第10号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第10号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第11号「令和4年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

34ページをお願いします。

(議案第11号 朗読)

35ページをお願いします。

令和4年度一般会計3月補正予算、庶務課分について説明させていただきます。補正理由といたしましては3点です。一つ目は、令和5年度に実施予定の事業のうち、国の補正予算を受けて、前倒しで3月補正に計上し、繰越明許費として設定、追加するもの、二つ目が、寄付金に関するもの、三つ目が、事業確定による当初予算との差額を減額するものです。

初めに、国の補正予算を受けて、前倒しで3月補正に計上する3つの施設整備事業の歳入歳出予算の内容について、歳出から説明させていただきます。一つ目は、長寿命化改修事業といたしまして、歳出の2段目、10款2項1目12節委託料の説明欄の2つ目、監理料1,200万円とその下段、14節工事請負費の今回補正額5億9,668万円のうち施設整備工事費4億2,000万円を計上しています。説明欄の一つ目「施設整備工事費」4億1,168万円は、長寿命化改修の施設整備工事費4億2,000万円から稲沢西小学校のプール解体工事に係る執行残832万円を減額した差額です。長寿命化改修につきましては、施設の老朽化に伴い、外壁、屋上防水、給排水設備等のライフラインを中心に改修するものです。今年度、領内小学校と法立小学校において設計を実施しており、両校の改修工事を来年度計画しています。

次ページの繰越明許費の追加の表のとおり「小学校長寿命化改修事業」として、4億3,200万円をお願いするものです。

次に、校舎棟トイレの洋式化改修事業といたしまして、歳出の3段目、10款2項1目14節工事請負費、説明欄の2つ目「施設営繕及び整備工事費」1億8,500万円及びその下段、10款3項1目14節工事請負費の今回補正額1億2,300万円を計上しています。小学校は大里西小学校と六輪小学校の2校、中学校は祖父江中学校において実施するもので、それぞれ「トイレ洋式化改修事業」として、次ページ下の表のとおり、繰越明許費の追加をお願いするものです。

次に、(仮称)井之口調理場整備事業といたしまして、歳出の5段目、10款6項2目12節委託料の説明欄の1つ目監理料167万5千円と、その下段、14節工事請負費4億1,800万円を計上しています。令和6年度までの継続事業として、次ページ上の表のとおり、総額31億1,443万円、令和4年度の年割額として監理料と施設整備工費を合わせた4億1,967万5千円の継続費に追加するものです。

次に、3つの整備工事に充当する歳入について説明します。1段目の15款2項9目2節、小学校費補助金の今回補正額6,311万3千円の内訳といたしまして、1,719万1千円が長寿命化改修、4,592万2千円が小学校におけるトイレ洋式化改修に対する学校施設環境改善交付金です。その下段、3節中学校費補助金の

今回補正額2,356万6千円は、中学校におけるトイレ洋式化改修に係る学校施設環境改善交付金、その下段の6節、給食調理場費補助金の今回補正額1億2,782万3千円は、(仮称)井之口調理場整備に係る学校施設環境改善交付金です。長寿命化改修とトイレ洋式化改修については、補助対象経費の3分の1、調理場の整備については新築ということで補助対象経費の2分の1を計上しています。

1段飛びまして、22款1項9目1節、小学校債の今回補正額4億6,700万円の内訳といたしまして、説明欄の一つ目、義務教育施設整備事業債(補正予算債)1億2,420万円のうち、3,380万円が長寿命化改修、残りの9,040万円が小学校におけるトイレ洋式化改修に対する補正予算債です。先程の学校施設環境改善交付金を差し引いた補助対象分に充当するものです。また、説明欄の二つ目、義務教育施設整備事業債(公共施設等適正管理推進事業債)3億4,280万円は、長寿命化改修の補助対象以外の施設整備工事費に充当するものです。

その下段、22款1項9目2節中学校債の今回補正額4,640万円につきましては、中学校におけるトイレ洋式化改修に対する補正予算債です。

最下段の22款1項9目5節、給食調理場債の今回補正額1億2,520万円につきましては、(仮称)井之口調理場整備事業に係る学校施設環境改善交付金を差し引いた補助対象分に充当する義務教育施設整備事業債(補正予算債)です。

次に、補正の二つ目の理由であります寄付金に関する内容について説明させていただきます。歳入の2段目、18款1項9目1節教育総務費寄付金1,000万円につきましては、教育を目的にご寄付をいただくもので、全額を歳出の1段目、10款1項2目24節の久納奨学基金積立金に積み立てるものです。

最後に、事業確定による当初予算との差額を減額する内容のうち、これまでの説明にないものについて説明させていただきます。歳出の2段目、10款2項1目12節委託料のうち、説明欄の一つ目、678万円の減額につきましては、配膳室への空調設置に係る設備調査業務費が入札の結果、当初の見込みよりも安価になったため差額を減額するものです。同じく説明欄の三つ目、749万円の減額につきましては、領内小における屋外階段改修等に係る設計料を減額するものです。

5段目、10款6項2目12節委託料における777万円の減額につきましては、親子・センター方式の給食調理場からの運搬業務委託料が、当初の見込みよりも安価になったため、差額を減額するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

工事請負費の領内小学校、法立小学校の長寿命化工事は、千代田小学校と同じようなことを考えてみえるのか、また千代田小学校以外に長寿命化を実施している学校があるのか教えてください。

○庶務課統括主幹

千代田小学校と同様に、来年度領内小と法立小で屋上防水、外壁改修、水道管等のライフライン、それ以外に領内小では廊下部分の古い木製建具の取替を行うなど、長寿命化事業としては千代田小とほぼ同様の改修を計画しています。長寿命化はこれで3校目となりますので、小学校では16校くらいが該当しますので、今後毎年2校ずつくらいできれば良いと考えています。

○吉川委員

ここへ来るときに、清水小学校で工事をされていましたが、あれは何をされているのでしょうか。

○庶務課統括主幹

今年度当初予算と補正予算で外壁の塗装工事を行っていますが、調査の結果外壁の吹き付け材からアスベストが検出されましたので、下地を削り取って、洗い流して、吸い取る作業を行っています。その削る作業で大きな音が出ますので、近くまで行くと結構大きな音が響くと思いますが、外壁の塗装工事を行っています。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第11号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第11号は承認されました。

これで、本日の議案はすべて承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

つづきまして、報告事項に移ります。「専決処分の報告について」を庶務課から説明をお願いします。

○庶務課長

定例会事項の5ページをお願いいたします。

専決処分の報告をさせていただきます。整理番号1の案件で所属は庶務課で

す。専決処分の理由は、千代田小学校長寿命化工事を施工する過程において、外壁補修箇所の増加やアスベスト除去工事の追加が必要となったため、契約変更を行ったものです。

専決処分年月日は令和5年2月1日、工事名は千代田小学校長寿命化工事です。契約の相手方は、寺西建設株式会社で稲沢市大矢町村内中76番地、代表取締役寺西朝一、当初契約金額は令和4年6月27日に議決をいただいております2億2,448万8千円、変更による契約金額は983万1,800円の増で、変更後の契約金額は2億3,431万9,800円でございます。

以上、市長の専決処分事項の指定について第4号により3月議会に報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、これをもちまして、第2回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和5年3月22日（水） 午後1時30分 勤労福祉会館

－ 閉 会 －

令和5年3月22日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記